

多久市への
定住のススメ

定住奨励金を実施しています

■問い合わせ

総合政策課

プロジェクト推進係

☎75-2116

市では、定住政策として平成19年度から「定住奨励金制度」を実施しています。
多久市への定住をお考えのご家族・ご友人等おられましたら、ぜひご紹介ください。

定住奨励金

○転入奨励金（最高110万円）

市外に居住されている人が、多久市内に定住を目的として住宅を取得され、居住を始められる場合。

奨励金の額

転入奨励金（上限60万円）・取得価格の3%
加算金 ・家族1人当たり 5万円
（上限50万円）・3人目のお子さんより10万円
・市内業者による建築 30万円

○持ち家奨励金（最高50万円）

多久市内に居住されている人が、多久市内の新たな用地に住宅を取得され、居住を始められる場合。

奨励金の額

持ち家奨励金 ・家族1人当たり 5万円
（上限50万円）・3人目のお子さんより10万円
・市内業者による建築 30万円

※実施期間 平成27年3月31日まで

※定住奨励金は建物の契約前の申請が必要です

新婚世帯家賃等補助金

○新婚世帯家賃補助金

結婚1年以内で、夫婦のいずれも40歳未満の新婚世帯が多久市内の民間賃貸住宅に入居し、住民登録をした場合。（世帯所得が430万円以下の世帯を対象）

補助金の額

最高月額1万円（最大48月まで）

○新婚世帯増改築等補助金

結婚1年以内の新婚世帯が多久市内に居住するために住宅の増改築や新築をした場合。

補助金の額

増改築等の費用の3%（最高50万円）

※実施期間

平成28年3月31日まで



多久市小規模修繕工事契約 希望者の登録を受け付けます

この登録制度は、多久市が発注する小規模な修繕工事等について、入札参加資格を持たない事業者でも契約できるように、少額で軽易な契約を希望する事業者を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内小規模事業者の受注機会を拡大しようとするものです。

新規および更新登録申請の手続きを次のとおり実施します。

■受付期間 3月12日(水)～3月25日(火)

■有効期間（2年間）

平成26年4月1日～平成28年3月31日

■申請に必要な書類

1. 多久市小規模修繕工事契約希望者登録申請書
2. 納税証明書、または未納がない証明書
3. 資格、許可証等の写し（建設業許可等登録又は希望業種の登録証等の写し）

※詳細は多久市ホームページにも掲載しています。

■問い合わせ 管財契約課 契約検査係 ☎75-2132

福祉タクシー利用券を交付します

■問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

4月1日から平成26年度分の申請を受け付けます

重度の心身障害を持つ人に、タクシー利用の助成として、福祉タクシー利用券〔1枚500円・年間20枚分〕を交付します。

■対象者

自動車税等の減免を受けていない①～③のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳1級、または2級の所持者
- ②療育手帳Aの所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

■申請時に必要なもの

- ・障害者手帳
- ・印鑑



※受け付けは4月1日からです。交付できる枚数に限りがありますので、希望する人は早めに申請してください。